

昭和40年11月10日第三種郵便物認可 平成14年5月10日発行(毎月10日)第451号

中央会

組合活性化情報

わかやま



2002.5
No.451

リニューアル紀州漆器伝統産業会館
雇用関連助成金制度のご案内
総会終了後の手続きについて

No.451

2002.5

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● リニューアル 紀州漆器伝統産業会館	
ステップアップ講座	2
● 「インタ - ネット / ビジネス & ライフシ - ン」()	
雇用関連助成金制度のご案内	4
● ~ 厚生労働省 ~	
和歌山県商店街活性化総合支援事業スタート	7
● 和歌山県	
役員スポットライト	8
中央会だより	10
● 総会終了後の手続き	
会員だより	12
● 未成年者の飲酒をなくす啓発活動	
● Uタ - ンフェア開催	
会員HP紹介	14
全国の先進組合事例	15
情報連絡員報告	18
共済制度のご案内	20

情緒たっぷりにリニュー - アル 紀州漆器伝統産業会館 ～ 和歌山県漆器商工業協同組合 ～

万葉集にも歌われている「黒江」は、室町時代に端を発した漆器の町であり、漆器職人たちの昔日の面影を残す独特の風情をかもし出しています。

この歴史ある黒江の町並(海南市船尾)に、しっかりとマッチした趣のある紀州漆器伝統産業会館...このほどリニュー - アルされた会館は紀州連子格子が格調高くデザインされて正面玄関を美しく彩ります。

会館は、文字通り紀州漆器の技術・技法の伝承、調査研究を目的に展示室、実演コ - ナ - 、即売コ - ナ - 、研修室など完備し、和歌山県漆器商工業協同組合の事務局があります。

リニュー - アルによって川端通りを歩いていてもレトロ調の町並みと会館が自然にとけ込んで来館しやすくなったと評判も上々です。

黒江塗りを施した玄関回りのデザイン

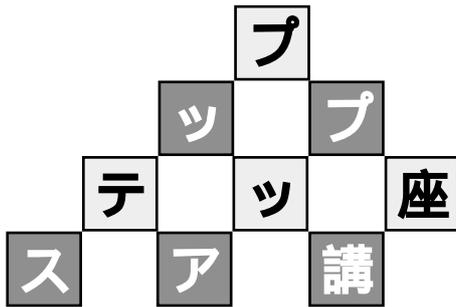


和歌山県漆器商工業協同組合

理事長 花光 正次

〒642-0001 海南市船尾222番地

TEL 073-482-0322 FAX 073-483-2341



インターネット / ビジネス

インターネットが急速に普及し始めると、それまでの常識や慣習を超えた新しいビジネスが誕生しました。いわゆるビジネスモデルと呼ばれるものです。多くのネットビジネスは「通信販売」や「情報出版」等の既存ビジネスをインターネットに乗せ直すものが多かったのですが、ネットオークション（ネット上の競売）やEマーケットプレイス（電子取引市場）などは、従来に例を見ないビジネススタイルでした。もちろんオークションと言えば、古くからサザビーズやクリスティーズなど美術品や骨董品を扱う会社が有名ですが、参加者は一部の収集家や資産家に限られていてごく小規模の市場でした。しかし、日用品から不動産まで「ありとあらゆるモノ」が何百万点も競売されるネットオークションは、個人が中心の巨大な市場をインターネット上に作り出しています。

ネットオークションの最大手はアメリカの会社E-BAY（イーベイ）ですが、創業のきっかけは、「ベッツと呼ばれるキャンディーケースを収集している妻のために、収集を助けるために、オークションシステムを作ったのが始まり」だったと言うエピソードが伝えられています。

さて、ネットオークションの実際ですが、日本においては、ヤフーオークションが圧倒的に高い市場占有率を占めています。そのヤフーオークションで、私も少し古くなったノートパソコンや不用なカメラを出品し、また欲しかったスキャナーなどを落札した経験がありますので、オークション参加の方法を次に紹介します。

1. オークションへの参加、つまり入札と出品にはIDの取得と利用開始手続きが必要です。もちろん見

るだけなら必要ありません。

2. IDの取得はオークションページから簡単に行えますが、利用開始手続きは銀行口座またはクレジットカードによる本人確認と、住所や電話番号などの認証情報の登録が必要です。
3. 参加料は、平成13年4月から毎月280円を支払うことが必要となりました。それまでは無料だったのですが・・・。
4. 平成14年4月15日からはシステム利用料が出品1点につき10円、5月15日からは落札価格の3%が出品者から徴収されることになっています。

これらの手続きが済むといよいよネットオークションに参加できます。

出品する場合は

1. 出品物の簡単な説明とセールスポイント
2. 写真やデジカメで撮影した画像
3. 振込や現金書留などの代金決済方法
4. 送料の負担

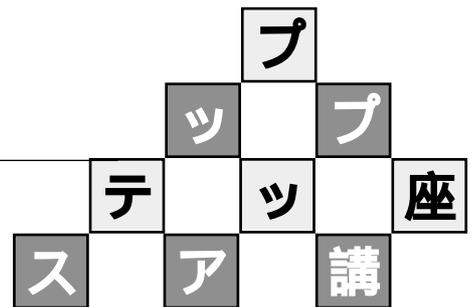
以上を出品者用フォームに書き込みます。次に価格の設定ですが、自分がこれ以下では取引したくない価格である最低落札価格を付けることも出来ます。ただし、あまり高く設定すると入札数が少なくなりますので、低めに設定することがコツです

落札されるとヤフーからメールが届きます。落札価格や落札者のメールアドレスなどの情報が知られますので、落札者と連絡を取りあい決済方法の確認などを行います。

入札する場合はもっと簡単です。落札したい品物に、その時点で付けられている価格よりも、少しでも高い

&ライフシーン()

社会保険労務士 和田 広 幸



価格（入札単位）で入札します。ただし、自分より高い価格を他の入札者に付けられると、落札出来なくなります。そこで自動入札方式を利用すれば、ここまでなら自分を出せるという金額を設定し、その金額内であれば他の入札があっても、自動的に一つ高い入札単位で更新し、何度も入札する手間や覗きにいく手間を省くことが出来ます。

ただし、ネットオークションは見知らぬ相手と取引をするわけですから、全く危険性が無い訳ではありません。そのために参加者の信用度を計るため、過去のオークション結果について、取引相手からの評価が記録されるようになっていきます。また、有料ですが、第三者が取引の仲介をし、事故を防ぐといったエスクローサービスが提供されていますので利用されると良いでしょう。

次にインターネット上で、オークションと並んで巨大な仮想空間を作り出しているインターネット掲示板をご紹介します。

インターネット掲示板を語る時、現状では「2チャンネル」(以下2CH)の話題を避ける訳にはいけません。2CHは個人が主催するおそらく国内最大の掲示板で、毎日1000万ページ以上がアクセスされると言われています。学術関係の真面目なものから、裏社会の話といった危ないものまで、わんさと書き込まれているサマは、まさに異次元の仮想空間です。インターネットの持つ凄さを感じてしまいます。

もっとも2CHは、あの「佐賀バスジャック事件」の少年が犯行予告を書いていたことでも有名な通り、「誰でも拒まない」「何を書いても自由」、「投稿者の匿名性」など、一歩間違えば、自由の裏側にある限り無

く無責任で反社会的な空間にもなりえることから様々な批判的意見もあります。

したがって掲示板初心者には、もう少し紳士的なヤフー掲示板をお勧めします。ヤフー掲示板の場合は、2CHのように誰でも投稿できるのではなく、投稿に参加する場合は、ID取得と本人確認の手続きが必要ですので、多少ともある程度の歯止めになります。

それでは、ヤフー掲示板の参加方法についてご紹介します。

1. 参加したいテーマの掲示板を探します。ヤフー掲示板は1,000以上のカテゴリーに分れていますので、その中から探すか若しくは掲示板検索でキーワードを入力して探します。
2. カテゴリーが見つければ、更にその中に「トピック」と呼ばれる、話題ごとの具体的な掲示板があります。そのトピックには投稿数が表示されていますので、活発な掲示板かどうか一目瞭然です。
3. 読みたいテーマのトピックを開くと、そのトピックに関連して投稿した記事が一覧で表示され、個々の記事を読むことができます。私も時々、自分の専門である社会保険労務士やITに関するトピックを覗きに行きます。
4. 投稿するには、既に掲載されているトピックや投稿記事に対して返信が出来ますし、また自分でトピックを起こすことも出来ます。
5. 自分の投稿した記事に対して、返信があれば、なかなか嬉しいものです。ただしお互い顔の見えない相手との会話ですから、くれぐれもネチケツ(ネットワーク上のエチケツ)を守って、気持ちの良いコミュニケーションを楽しんで下さい。

雇用関連助成金制度のご案内

時短に取り組む

中小企業の事業主・事業主団体の皆さんへ

～ 厚生労働省 ～

労働時間制度改善助成金

中小企業事業主が労働時間短縮支援センターが実施する診断サービス事業等を利用して、事業場における労働時間短縮を阻害する要因（以下「時短阻害要因」といいます。）を把握し、変形労働時間制、フレックスタイム制等弾力的な労働時間制度の導入や年次有給休暇の計画的付与制度の導入等労働時間に関する制度の改善に関する計画（以下「改善計画」といいます。）を作成し、実施するに当たって、外部の専門家から具体的な助言又は技術的援助を受けた場合に、その要した費用の一部を助成する制度です。

支給対象となる方

この助成金は、次のすべてに該当する事業主に対して支給されます。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 常時300人以下の労働者を雇用する事業場の事業主であること。
- (3) 労働基準法第89条第1号に掲げる事項（始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等）が、就業規則その他これに準ずるものにおいて定められていること。
- (4) 次のいずれにも該当する事業主であること。

労働時間短縮支援センターの実施する診断サービス事業（*）を利用する等外部の専門家から事業場における時短阻害要因を明らかにするための診断を受け、事業場における時短阻害要因を把握し、改善計画を作成した事業主

（*）診断サービス事業

事業主が労働時間に関する制度の改善に取り組むに当たって、事業場における労働時間の把握方法、現行の労働時間制度による時短効果、年休の取得が進まない現状等を、労働時間短縮支援センターの診断アドバイザーが診断し、時短の阻害要因を明らかにします。

改善計画を実施するに当たって、次の専門家から労働時間に関する制度の改善等について具体的な助言又は技術的援助を受けた事業主

- ・ 労務管理については社会保険労務士
- ・ 経営管理については中小企業診断士
- ・ 技術については技術士

の具体的な助言等に基づいて、変形労働時間制や年次有給休暇の計画的付与制度の導入その他の事業場の労働時間に関する制度の改善を実施した事業主

過去に労働時間制度改善助成金の支給を受けていない事業主

支給額

専門家から助言又は技術的援助を受けるのに要した費用の額を上記の専門家ごとに1名に限り、10万円を限度として支給します。また、社会保険労務士かつ中小企業診断士である者その他上記のうち2以上に該当する専門家については10万円を限度として支給します。



長期休暇制度基盤整備助成金



長期休暇制度を導入に向けての基盤を整備するため、年次有給休暇の計画的付与の導入や連続取得の促進等について傘下事業場に指導を行うなど団体的な取組を行う事業主団体等に、その事業の実施に要した費用の一部を助成する制度です。

支給対象となる団体

この助成金は、構成事業主の加入対象地域が都道府県又はこれに準ずる区域であって、次のすべての要件に該当する団体に対して支給されます。

- (1) 常時300人以下の労働者を雇用する事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上の事業主団体等であって、団体の目的、組織及び事業内容を明らかにする規約等を有しており、かつ、事務処理体制が整備されているものであること。
- (2) 過去の事業活動状況、財政能力等からみて、傘下の事業場における長期休暇制度の導入に向けた気運の醸成、傘下の事業場に対する啓発等の事業を効果的かつ適正に実施されると期待できるものであること。

支給対象となる事業等

支給対象となる事業等は、団体が自主的に行う次のものです。

方針策定等の事業	次の から の事業を推進するに当たって、団体としての取組方針を策定する等の事業
好事例の収集、普及啓発の事業	長期休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的又は連続した取得についての好事例の収集・取りまとめを行い、その普及啓発を行う事業
長期休暇基盤整備セミナーの開催	傘下の事業場における長期休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的又は連続した取得に向けた気運の醸成のための長期休暇基盤整備セミナーの開催の事業
巡回指導等の実施	長期休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的又は連続した取得をする際に生じる事業場の労務管理上の諸問題の改善を図るための指導・相談等の事業
ポスター・リーフレットの作成、配布等	ポスター・リーフレット等を作成、配布することによって長期休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的又は連続した取得に向けた取組を広く周知するための事業
長期休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的又は連続した取得に向けた環境整備	取引先等への長期休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的又は連続した取得についての理解と協力を要請する事業
その他労働時間短縮支援センターの本部の長が必要と認める事業	センター本部の長が必要と認める事業
長期休暇制度基盤整備推進員の配置	から の事業を推進する者を配置すること

(注) 、 及び の事業は必ず実施してください。また、これらの事業を円滑に実施するため、 の長期休暇制度基盤整備推進員を必ず配置してください。

支給額

この助成金の1年間1団体当たりの支給額は、次の

- (1) 及び(2)の合計額です。
- (1) 実施した前記 から の事業に関して、事業の内容ごとに別に定める団体規模別上限標準額をもとに算定した額の合計額(以下「算定額」といいます。)
- ただし、当該事業の実施に要した費用の合計額が算定額を下回る場合には、当該合計額。
- なお、前記 、 、 の事業については、

- 各事業の実施件数等が基盤整備事業実施計画に記載された実施件数等の2分の1未満であった場合には、当該事業は実施されなかったものとしてみなして実施費は算定額には算入しない。
- (2) 長期休暇制度基盤整備推進員の配置に要した額(その額が基盤整備事業に要した費用の額又は200万円のいずれか低い方の額を上回る場合は、(1)の額又は200万円のいずれか低い方の額に相当する額とする。)

労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金



時短促進法の労働時間短縮実施計画の承認を受けた中小企業事業主の団体が、労働時間短縮実施計画の目標を達成するために必要な相談・指導等の事業を実施した場合に、その事業の実施に要した費用の一部を助成する制度です。

時短促進法に基づく労働時間短縮実施計画の承認制度
同一の業種に属する2以上の事業主が共同で自主的に作成した労働時間短縮のための計画（労働時間短縮実施計画）を、行政（厚生労働省及び事業所管官庁）が承認する制度です。詳細は、都道府県労働局へお問い合わせください。

支給対象となる団体

助成金は、次の要件に該当する団体に対して支給されます。

- (1) 構成員の3分の1以上が時短促進法に基づく労働時間短縮実施計画の承認事業主であること。
- (2) 中小企業事業主の団体であること。()
(*) 中小企業事業主の団体には、事業協同組合や商工組合のほか、構成員に占める中小企業事業主（企業規模300

人以下）の割合が2分の1以上の団体が含まれます。

- (3) 構成員に対する労働時間短縮に関する相談・指導等の事業の実施が可能と認められること等の要件を満たす団体であること。
- (4) 実施する相談・指導等の事業に関するプラン（時短実施計画推進プラン）を作成し、これに基づき事業を実施した団体であること。

支給対象となる事業等

団体が「時短実施計画推進プラン」に基づいて以下の事業を実施した場合について、助成金の支給が受けられます。

調査、分析の事業	団体としての取組方針の策定、又は次の から の事業の推進あるいは結果の把握に資することを目的として実施する調査、分析の事業
指導、相談事業	労働時間短縮を推進するに際して生じる事業場の労務管理上の諸問題の改善を図ることを目的として実施する指導、相談等の事業
業務効率化促進事業	労働時間短縮を推進するに際して必要となる業務の改善、効率化等の取組を促進することを目的として実施する事業
広報活動等の事業	労働時間短縮に関する関連企業、取引先、消費者等の理解の促進を図ることを目的として実施する広報活動等の事業
推進事業指導員の配置	から の事業を推進する者を配置すること

(注) 及び の事業は必ず実施してください。また、これらの事業を円滑に実施するため、 の推進事業指導員を必ず配置するとともに事業の企画及び立案を行うための委員会（推進事業実行委員会）を設置してください。

支給額

1年間の助成金の額は、次の(1)と(2)の合計額です。ただし、支給額の上限は1,000万円です。

- (1) から の事業の実施に要した額の3分の2
- (2) 推進事業指導員の配置に要した額（その額が から の事業の実施に要した額を上回る場合は、 から の事業の実施に要した額）の3分の2（ただし、この額の上限は400万円です。）

以上の各助成金申請手続きに関しては、下記の労働時間短縮支援センター・(社)全国労働基準関係団体連合会和歌山県支部迄お問い合わせください。

〒640-8006

和歌山市元寺町東ノ丁6番地の2 食糧会館2F

TEL 073(432)2540

FAX 073(424)8830

和歌山県商店街活性化総合支援事業スタート

和歌山県では、商店街の活性化を効果的に支援するため、平成14年度から本事業をスタートすることになりました。

1 補助対象事業

商店街等の自助努力による積極的な創意工夫ある「新たな取り組み」であって、商店街等の活性化を競争的に促進するための先進的事業。

2 補助対象経費

(1) 間接補助事業（補助金交付先：市町村）

市町村が、上記補助対象事業を実施する組合等への補助に要する経費。

経費の区分

【施設整備事業】

商業基盤施設又は商業施設（これら施設と一体的に整備される設備を含む。）の建設又は取得に要する経費（土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）

【活性化事業】

活性化のためのソフト事業に要する経費

謝金 委員等謝金

旅費 委員等旅費、職員旅費

庁費 会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費

事業経費 店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、交通費、雑役務費、原稿料、報告書作成費、印刷製本費

その他上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

(2) 直接補助事業（補助金交付先：組合等（第2条第1項第7号を除く））

組合等（第2条第1項第7号を除く）が実施する上記補助対象事業に要する経費のうち次の国庫補助金交付要綱の対象事業となるもの。

中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱

中心市街地等商店街・商業集積活性化事業費補助金交付要綱

中小商業活性化事業費補助金交付要綱

商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱

中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱

3 補助率等

(1) 間接補助事業（補助金交付先：市町村）

市町村が補助に要する経費の1/2以内であって、かつ補助対象経費の1/3以内とする。ただし、補助限度額は、3,000千円とする。

(2) 直接補助事業（補助金交付先：組合等（第2条第1項第7号を除く））

補助対象経費の1/2以内とする。ただし、県の補助額の1/2以上を市町村が別途補助するものとする。

詳しくは中央会連携支援二課迄お問い合わせ下さい。 TEL 073-431-0852

和歌山県商店街活性化総合支援事業スタート

和歌山県では、商店街の活性化を効果的に支援するため、平成14年度から本事業をスタートすることになりました。

1 補助対象事業

商店街等の自助努力による積極的な創意工夫ある「新たな取り組み」であって、商店街等の活性化を競争的に促進するための先進的事業。

2 補助対象経費

(1) 間接補助事業（補助金交付先：市町村）

市町村が、上記補助対象事業を実施する組合等への補助に要する経費。

経費の区分

【施設整備事業】

商業基盤施設又は商業施設（これら施設と一体的に整備される設備を含む。）の建設又は取得に要する経費（土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）

【活性化事業】

活性化のためのソフト事業に要する経費

謝金 委員等謝金

旅費 委員等旅費、職員旅費

庁費 会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費

事業経費 店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、交通費、雑役務費、原稿料、報告書作成費、印刷製本費

その他上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

(2) 直接補助事業（補助金交付先：組合等（第2条第1項第7号を除く））

組合等（第2条第1項第7号を除く）が実施する上記補助対象事業に要する経費のうち次の国庫補助金交付要綱の対象事業となるもの。

中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱

中心市街地等商店街・商業集積活性化事業費補助金交付要綱

中小商業活性化事業費補助金交付要綱

商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱

中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱

3 補助率等

(1) 間接補助事業（補助金交付先：市町村）

市町村が補助に要する経費の1/2以内であって、かつ補助対象経費の1/3以内とする。ただし、補助限度額は、3,000千円とする。

(2) 直接補助事業（補助金交付先：組合等（第2条第1項第7号を除く））

補助対象経費の1/2以内とする。ただし、県の補助額の1/2以上を市町村が別途補助するものとする。

詳しくは中央会連携支援二課迄お問い合わせ下さい。 TEL 073-431-0852

役員スポットライト



紀州繊維工業協同組合
理事長

井脇 照之氏

(中央会副会長)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

中国を中心とする低価格輸入製品の急増に加え、国内需要の長期低迷により、当組合のパイル織物（編物）業界も近年極めて厳しい経営環境下にあります。昨年9月から年末にかけて、組合員の5社の企業が自主廃業や倒産に追いこまれました。しかし、そんな中でも多くの企業においては、積極的な新商品の開発や販路開拓に取り組んで頑張っています。

～今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

昨年12月に当組合として初めて出展したJAPAN・CREATION・2002に続いて、本年12月の2003にも出展したいと思っています。

3年目に入りました集積活性化促進事業の具体的な成果を上げ、「人材養成事業」をはじめ、「新事業動向調査事業」の3つの各研究会の、それぞれ具体的な成果を上げられるようにしたいと思います。

～日常組合運営で留意していること～

国際競争力強化に繋げるために、商品の改良や効率化や高付加価値を図るために、コーディネート機能の強化、支援、情報提供など、産地組合としての機能の強化を図り、地域の活性化を支援して行くこと。

～日常生活拝見～

よく食べ、よく飲み、よく眠ることで、現在いたって健康です。しかし最近では酒・煙草の量を減らし、運動不足を解消しなければと思っています。



和歌山県旅館生活衛生同業組合
理事長

中村 紘一郎氏

(中央会理事)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

我国の政治情勢や実態経済の多極化が目立つ社会のなか、大部分がぜい弱な「小零細企業（旅館・ホテル業）」であり、慢性的な過当競争（他府県）と、時には（市町村）との厳しい経営環境にあるがため、これらの諸問題には的確に対応できるよう努めている。

～今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

現状を照らし考えるなら、国民に健全で快適な余暇を提供するには、国民生活の多様化するニーズに寄与できるよう近代的な経営振興の推進を図りたい。

また、観光旅行の需要拡大を図るため、IT時代（パソコン）での情報提供のため他府県に先駆けてインターネットで（旅館・ホテルの宣伝用パンフレット）の作成に取り組んでいます。

～日常組合運営で留意していること～

立地する地域の経済環境の変化、利用者の要望・利便等を営業上の観点からも分析し把握に努める。また、清潔かつ衛生的なサービスの向上に求め、「旅館・ホテル」の振興に役立つデータ整理等、経営振興に積極的に取り組めるよう努めている。

～日常生活拝見～

旅館業は一年365日休むことなく営業に営業を重ねてきましたが、思い切って週休制を実施し「原則として、毎週（火曜日）」を休館といたしました。その余暇を利用して、親しい友達と健康管理をかねて（春夏秋冬）休むことなく趣味のGOLFで良い汗をかいております。



和歌山県火災共済協同組合
理事長

森川 金二 氏

(中央会理事)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

金融ビッグバンによる業態間の垣根を超えた相互参入が進展し、さまざまな大型の合併が進む一方で、淘汰され破綻する保険会社も相次いでいる中、保険料率の自由化、第三分野の全面的な解禁、銀行窓口での保険販売など共済を取り巻く環境はますます厳しい状況にあります。

～今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

組合員である中小企業者のニーズに合った共済を提供し、広く組合員に普及したい。

～日常組合運営で留意していること～

近年の環境の変化や長引く不況下にあり、中小企業者はたいへん困難な状況を強いられており、事業運営上のリスクも複雑・高度化していることから、それらリスクヘッジを怠りがちな中で、中小企業者の事業運営上必要な補償を総合的に提案すること。

～日常生活拝見～

早寝早起き日々の生活はリズムカルに動く。

相撲、野球、ゴルフなどテレビ観戦。

近くの海辺にて大海原の眺望を楽しむ。

又、旅行が楽しい。

あなたも中小企業組合士に！

☀ 中小企業組合士制度とは？

中小企業組合に従事する方々の資質の向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験（毎年12月の第1日曜日）を行い、合格者に「中小企業組合士」の称号を与えるものです。

現在、中小企業組合士の方々は、組合、商工中金など各分野で活躍されています。

1組合1組合士を目指してあなたもチャレンジしてみませんか？

お問い合わせは、
中央会総務課までお気軽にどうぞ！

TEL 073-431-0852

☀ 中小企業組合士が誕生するまで

検定試験受験(組合制度・組合運営・組合会計)

合格(1部科目合格については翌年から3年間有効)

認定申請(3年以上の実務経験のある方)

組合士誕生(5年毎に更新手続き)

中央会だより

総会終了後の手続きについて

組合には法律により認可を受けたり、届出を要する事項が定められています。定款の変更などは認可が必要で、役員の変更や決算関係書類などは届出が必要です。

議事録の作成

総会の議事録の作成は理事がすることになっています。議事録に記載すべき事項として

- 1 総会の種類
- 2 招集年月日
- 3 開催の日時及び場所
- 4 組合員の総数
- 5 出席組合員数
- 6 出席者中、書面または代理議決によった組合員数
- 7 成立の報告
- 8 議長の選任
- 9 議事の経過の要領並びに議案別の結果
- 10 議事の終了の宣言

署名は、議長及び出席した理事がすることになっています。署名については、記名捺印をもって代えることができます。

決算関係書類の提出

決算関係書類の提出は通常総会において承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出することが義務づけられています。

添付書類としては

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 剰余金の処分または損失の処理を記載した書面
- 6 総会または総代会の議事録

が必要です。

役員変更の届出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の氏名または住所の変更があった場合、役員の改選または補充があった場合など役員に関する一切の変更をいいます。

添付書類としては

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更年月日及び理由を記載した書面
- 3 役員変更が役員の選挙または選任によった場合には、総会または総代会の議事録と理事会の議事録

定款の変更

定款の変更は総会において特別議決を必要とする事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。定款変更は大別して、一般的事項の変更、事業計画・収支予算に係る変更、出資1口の金額の減少に係る変更に分けることができます。なお、認可されてから登記を要する事項については、登記が完了して効力が生ずることから考えて、変更決議をした総会又は総代会の後、速やかに認可申請をしなければなりません。

添付書類としては

- (1) 一般的事項の変更
 - 1 変更理由書
 - 2 変更しようとする箇所を記載した書面
 - 3 定款変更を議決した総会又は総代会の議事録
- (2) 事業計画・収支予算に係る変更

(1)の添付書類以外に

- 1 定款変更後の事業計画書
- 2 定款変更後の収支予算書 が必要となります。

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更

(1)の添付書類以外に

- 1 財産目録
- 2 貸借対照表
- 3 債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面
などが必要となります。

変更登記

代表理事に変更があった場合は就任した日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

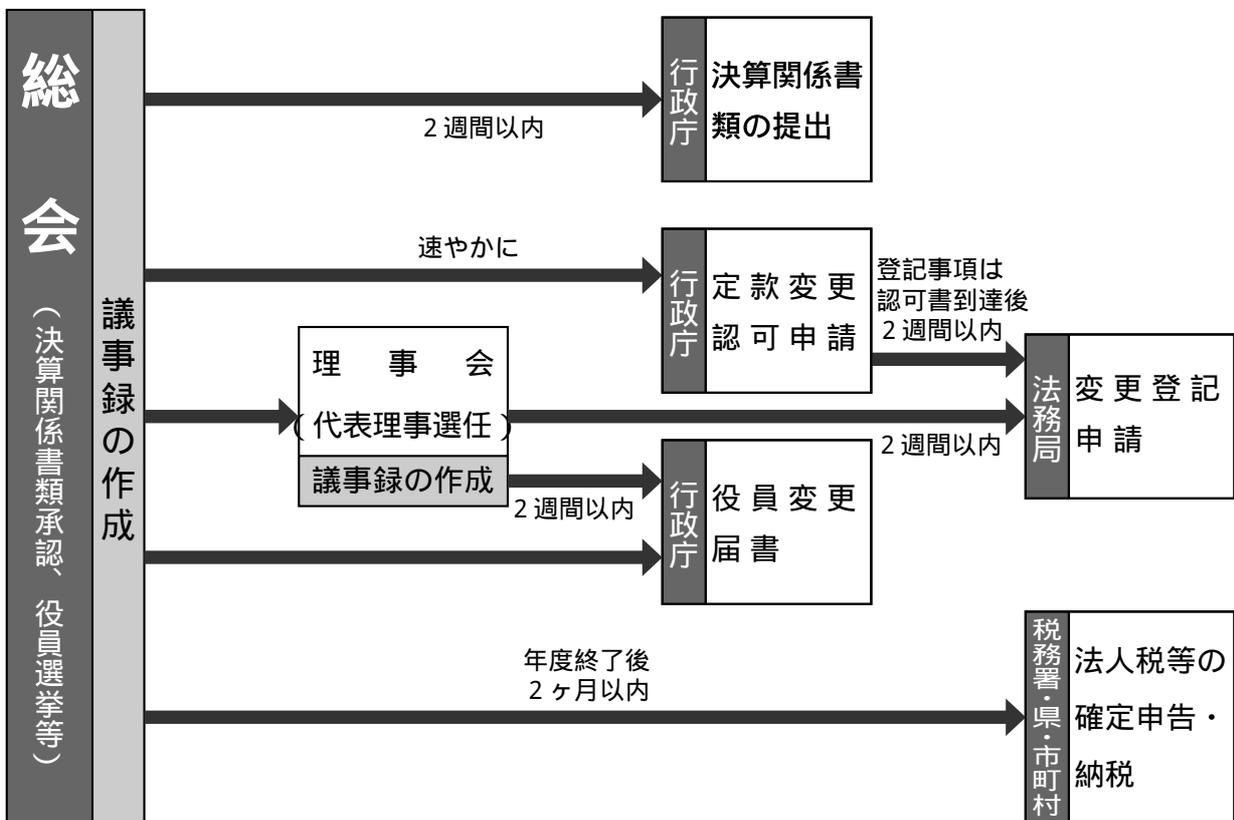
任期満了の改選で、代表理事が再任されても変更登記は必要になります。

代表理事変更登記以外で組合の実務上頻度の高いと思われる変更登記は、主たる事務所移転登記、出資の総口数及び払込み済み出資総額の変更登記、事業変更登記などがあります。

登記期間は登記すべき事実の発生後一定の期間内に申請すべきと定められています。登記すべき事項につき行政庁の認可を要するときは、認可書の到達した年月日から起算することとなります。添付書類は登記内容によって違いますし、登記期間についても従たる事務所の所在地でする場合では違いがあります。

届出・申請について商工組合、協業組合の場合は様式が異なる場合もあります。添付書類など詳細については中央会までお問い合わせ下さい。

総会後の流れ



会員だより

～ 未成年者の飲酒をなくす啓発活動～

和歌山酒販協同組合（中村徳五郎理事長）では4月の未成年者飲酒防止強調月間に合わせて、9日（火）ＪＲ和歌山駅前と南海和歌山市駅で啓発活動を行いました。

今回の活動は、一昨年に次いで第2回目となり、酒販協同組合、警察関係者、税務署、納税協会などから約60名が参加して、通勤・通学の人たちにチラシや啓発グッズを配布しました。

街頭啓発を行うことにより、未成年者の飲酒が成長に及ぼす影響や非行につながることなどの認識を一般の人たちに高めることができると中村理事長自らもＪＲ駅前でＰＲ活動を行いました。



和歌山酒販協同組合

〒640 - 8301

和歌山市岩橋624番地

TEL 073 - 471 - 3744

FAX 073 - 471 - 1825

学生549人が来場！！

～きのくに人材Uターンフェア開催～

4月22日（月）和歌山ターミナルホテルにおいて、第16回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

今回のUターンフェアは、県内企業へのUターン就職を希望する平成15年春卒業予定の大学生、短大生、高専・専修学生を対象とするもので、学生549人が来場しました。会場の各企業ブースでは、学生達が会社説明に熱心に聞き入っていました。

「地元企業への就職が希望なので、業種・職種は特にこだわりはないです。直接担当者と話のできたので、緊張感がありました。今日は3社の説明を聞きましたが、好感触の企業がありました。」（大阪府下の大学に通う男子大学生）

「和歌山県の企業がこれだけ集まる機会はあまりないので参加しました。サービス業が希望です。ゆっくり話を聞く事ができたので、来て良かったです。」（大阪府下の大学に通う女子大学生）

今回のUターンフェアでは、県内企業42社が参加。適性と職業を考えるキャリア形成支援コーナーも設けられ、多くの学生達が相談に訪れていました。

次回のきのくに人材Uターンフェアは8月13日（火）開催予定となっています。



移動中央会開催のお知らせ

下記日程で移動中央会を開催いたします。

田辺会場

於：田辺商工会議所

5月13日（月） 午後1時～午後5時

5月14日（火） 午前9時～午後3時

新宮会場

於：新宮商工会議所

5月16日（木） 午後1時～午後5時

5月17日（金） 午前9時～午後3時

決算、確定申告等総会前後の手続きに関する
こと、設立からIT関連など各会場でご相談に応じ
ますので是非ご来場下さい。

第47回中央会通常総会開催のお知らせ

平成14年5月31日（金）午後3時より和歌
山ターミナルホテル6階「葵の間」において中央
会通常総会を開催します。

会員HP紹介

平成13年度の中央会事業により12の会員組合がホームページを開設しました。このページでは毎月4組合ずつホームページアドレスとトップページの紹介をしていきます。

和歌山県書店(商)

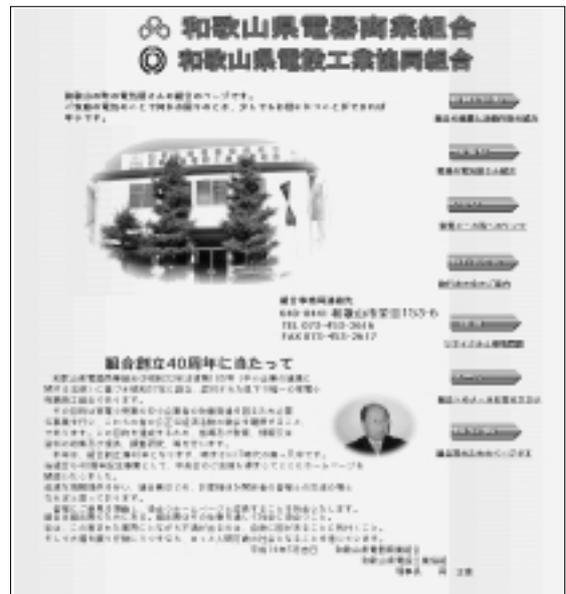
ホームページでは組合員の紹介はもとより、今よく読まれている本の紹介などの情報提供を行っています。



<http://www.wakayama-books.gr.jp/>

和歌山県電器(商)

組合員さんの顧客サービスで実施する旅行友の会報告など盛りだくさんなホームページです。



<http://www.chukai-wakayama.or.jp/wadensho/>

和歌山県印刷(工)

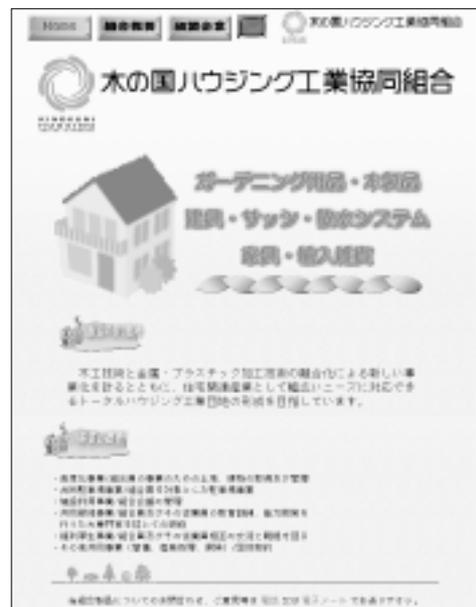
事業活動状況の報告また、組合員専用掲示板など多岐にわたった機能のあるホームページです。



<http://www.chukai-wakayama.or.jp/wpia/>

木の国ハウジング工業(協)

組合概要をはじめ、団地組合の特色を生かしたホームページです。リンクされている組合員さんのホームページも充実しています。



<http://www.chukai-wakayama.or.jp/kinokuni/>

全国の先進組合事例

建具技術を生かし、福祉機器と和楽器に進出

協同組合岩手木工センター

所在地	盛岡市	組織形態	同業種同志型組合
設立	昭和49年5月	専従理事	-
組合員数	5人	組合専従者	2人
出資金	600万円	連携先	岩手県工業技術センター
地区	盛岡市	URL	http://ginga.or.jp/imc/
主な業種	建具工事業		

建具工事業界の低迷を打破するため、新分野の開拓を模索し、工業技術センターとの連携で木製福祉機器・用具と小型の箏の開発に成功し、組合体質の強化を図った

当組合は昭和49年5月に盛岡市内にある18社の建具工事業者で設立され、共同購買事業を主な事業として運営されてきたが、新規住宅着工件数の減少に伴う住宅業界の競争激化に加え、建築方式の変化などもあって受注が大幅に減少した。また、単価の下落など厳しい経営環境にさらされるようになっていた。

これに危機感を抱いた組合員は建具製造技術を生かし新分野に参入できるものがないかを模索していた。青年部が中心となってアンケートを数回にわたり実施した結果、木製福祉機器・用具市場が有望であるとの結論に達し、具体的展開方法について岩手県工業技術センターに相談したところ、協力を得られることとなり、平成10年に国・県の補助事業である「デザイン高度化事業」を導入することになった。

この事業で中小企業総合事業団からコンブウッド（曲げ木装置）の無償貸与を受けることができたことで車椅子の車輪部分の製造が可能となり、平成12年には「地域資源等活用型起業化事業」を導入し、製品の開発、販売が実現した。

さらに、同年に和楽器の小型「箏」の開発依頼が盛岡市内の邦楽愛好者から工業技術センターに持ち込まれたが、「曲げ木装置」の使用が有効ということで当組合に開発依頼があった。中学校では2001年から、高校では2005年から和楽器の導入が義務づけられたことから、製品開発が成功すると多くの学校から受注が殺到した。また、一般客からその10倍に当たる金額にして1,000万円の受注があった。

この和楽器は閑散期に大量に生産が可能であること、在庫期間が長くなると乾燥して音がより良くなることなどの組合側のメリットもあった。今後は全国的に需要が拡大することも十分に予測され、組合員の経営環境の悪化から出た危機感が新分野の開拓につながり、組合の体質強化、活性化に大きな役割を果たしている。



小型琴「和音」パンフレット



室内用車椅子

食と健康をキーワードに、資源循環の実践の場を提供

協同組合エコファーム新潟

所在地 長岡市
設立 平成13年3月
組合員数 6人
出資金 600万円
地区 長岡市

主な業種 造園工事業・有機質肥料製造業
各種食料品小売業・畜産農業他
組織形態 異業種連携組合
専従理事 1人
組合専従者 4人
U R L -

米糠、粕穀、おから等の廃棄物を発酵させ、有機質肥料や土壌改良材を共同生産。これらを組合員に供給し食材生産に活用することで、廃棄物の減量化と資源リサイクルに貢献

環境問題の中でもとりわけ廃棄物リサイクルは身近な環境保全対策として各地で取り組まれてきた。しかし農と食がリンクするシステムは少なく、資源循環型農畜産業の新たなスタイル構築が必要との考えに賛同した地域企業が集まり、廃棄物再利用事業を開始した。

米糠、粕穀、おから等を発酵させ、有機質肥料、土壌改良材等をプラントで共同生産し、これらを組合員に供給することで資源のリサイクル化を図っている。

また、これらの有機原料等を利用して生産される農畜産物を販売するため、レストランや販売店、バーベキューハウスを設置し、組合員の収益向上に貢献するとともに、「食と健康」について地域に提案し情報発信を行っている。集客力を高めるため体験観光施設を併設し、体験教室として有機農業の場（田畑）の提供やソーセージなどの製造を指導している。

組合員企業においても、地域NPOとの連携による家庭生ゴミの再資源化や給食残滓の飼料化など、新たな資源リサイクル事業を手掛け始めている。

組合パンフレット

資源循環型農畜産業の実践の場としての評価が高まり、環境問題に関心の高い地域住民の支持を受け、当初目標の6千人の集客数を達成することは確実な状況である。レストランや体験教室で利用する「素材」に対する評価も高く、固定客（ファン層）が形成されつつある。

このように、当組合事業が農畜産業の新たなスタイル（モデル）として社会的に認知されてきている。



周到な準備のもと新事業分野に挑戦

和歌山個人タクシー協同組合

所在地	和歌山市	組織形態	同業種同志型組合
設立	昭和48年12月	組合専従者	6人
組合員数	115人	URL	-
出資金	4,140万円		
地区	和歌山他1市		
主な業種	一般乗用旅客自動車運送事業		

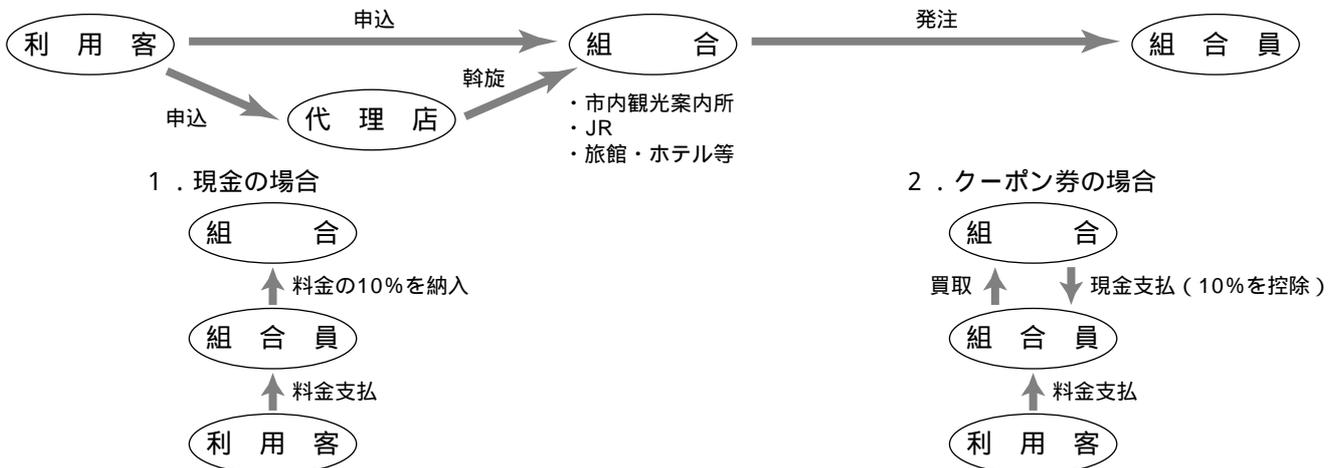
利用客に楽しく観光してもらうとともに組合員の経営安定の目的で観光タクシー事業に進出。事前準備を十分ととのえたため、観光関係者等の協力が得られ、90%ものシェアを確保

和歌山市及びその周辺には優れた観光地が多くあるが従来は定期観光バスの運行もなく観光客に不便をかけている状況にあった。また、法人タクシーとの過当競争で苦境に陥っている組合員の経営安定化を図るため観光タクシー事業へ進出することとした。進出に際し周到な準備を行うこととし、まず組合員や利用客として期待される層に対するアンケートをはじめとする必要な調査を行い、事業内容や運営体制についてシステム設計を実施し事業計画を練り上げたが、この一連の作業は活路開拓調査・実現化事業を活用した。本計画の実施にあたっては、ガイドブックを作成し、ドライバーの服装などを準備する一方、参加希望組合員に対し知識、マナー等についての研修を5回にわたり実施するとともに、マニュアルやカセットテープによる自習を行った。またモニターによる試乗会を2回実施し万全を期したうえ、平成5年8月本事業をスタートさせた。

取り組みの内容は5観光コースの設定、利用客からの申込受付は組合事務局が直接受けるほか、市内観光案内所、JR協定旅館・ホテル等の観光業者を経由、組合の手数料はガイドした組合員が利用者から受け取った料金の10%を納付（料金支払いがクーポン券の場合は組合が買い取り、手数料控除後の残額を組合員に支払い）

広告宣伝方法は事業スタート当初はマスコミを利用したが、いまはパンフレットの作成が中心となっている。スタート時は当地で世界リゾート博が開催されたこともあり365台と好調であったが、不況の影響が大きく平成12年度は142台と落ち込んでいるものの、本市における観光タクシー利用客の約90%のシェアを確保している。成功要因としては事前の周到な準備とテスト運用、参加組合員に対する教育の徹底、行政機関や観光関係業者に対するPRなどの徹底により協力が得られたことなどがあげられる。

受注形態



情報連絡員懇話会

3月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 5 ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	↓	↓	↓	↓
	繊維同製品	↓	↓	→	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	出版印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↓	↓	→	↓
	窯業土石製品	↓	↓	↓	↓
	鉄鋼金属	↓	↓	→	↓
	その他	↓	↓	↓	↓
非製造業	卸売業	↓	↓	↓	↓
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	↓	↓	↓	↓
DI 値		-77.5	-72.5	-55.0	-77.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

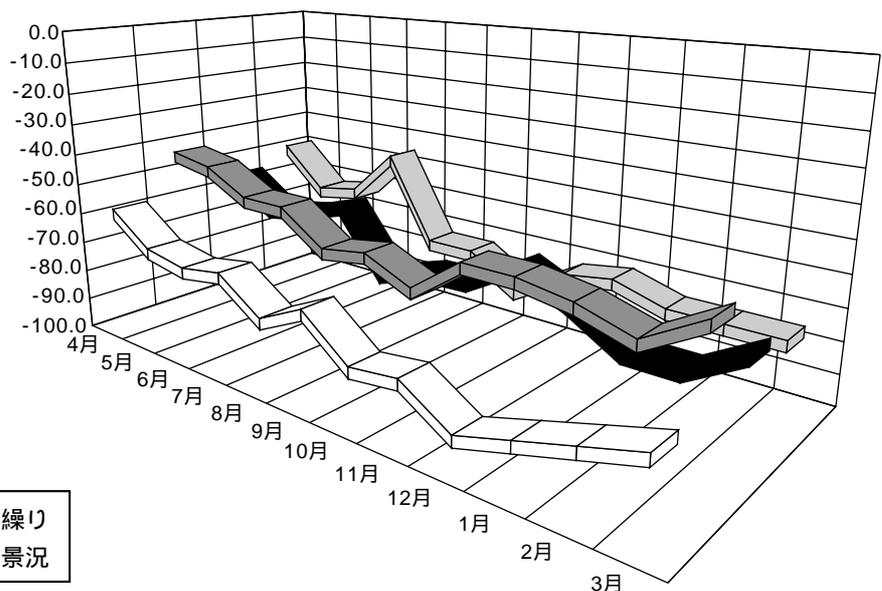
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス77.5ポイントであり、同2月調査と比べて5ポイント改善した。

同2月調査と比べ、「売上高」は不変、「収益状況」は10ポイント改善、「資金繰り」も10ポイント改善した。

3月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は7名、「悪化」との回答は32名で、「好転」との回答は1名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



売上高
 資金繰り
 収益状況
 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	割安感の中国梅製品の進出で紀州物価格の足の引っ張り。紀州物 中国原料製品 輸入製品(中国)の三つ巴と考えられる。原料原産地表示 不当表示撲滅と徹底の強い指導体制。景気低迷、個人消費減退により荷動きが鈍い。一社が民事再生手続開始(3/15)で身を引き締めている。(梅干)
織 維 ・ 同 製 品	春夏物の受注増で操業度アップ。生産量は薄物主体のため、横ばい状態。5月連休までこの好調が続くことを期待するとともに、秋冬物もやや上向くものと予測している。(ニット)
	総体的には大変厳しい状況であるが、綿毛布は現状維持か微増。しかし、単価を抑えられ、アイテムが増えているので、手間がかかり収益は伸びない。その他の分野は今閑散期であるので、今後の様子が気になるところ。(織物)
	需要の低迷がひどく、安価な輸入品も売れにくい。定番で流れている物だけ少量動いている。(手袋)
木 材 ・ 木 製 品	年度末において納期の厳しい受注となっている。廃材の利用方法を検討中。(建具)
	受注量が減少してきました。4月からの受注量は大幅減となりそうです。3/5に一社不渡りを出す。(建具)
	原材料費である原木の価格の下落により、製品販売価格も値下がりしたものの、収益状況は昨年よりやや好転した。操業度・雇用・景況の悪化については1月の大型工場の倒産によるもの。(田辺木材)
	下請けのシワ寄せが厳しく、別注家具製作の新製品設備投資はしたくてもこの不況ではとても考えられない。景気低迷のまま悪化。競合厳しく採算悪い。(洋家具)
鉄 鋼 ・ 金 属	中国の鋳物企業との取引の可能性について模索を始めた企業有り。(鋳物)
	持ち直してきている企業もあるが、バラツキが有りすぎる。(機械金属)
釦 製 造 業	釦の動きは良くありませんが、現在ヒモベルトが出ていますので、釦の部分のカバーしてくれています。(釦)

● 非製造業 ●

小 売 業	相変わらず全国的にセルフSSが増加。(石油)
	地価続落による資産デフレで銀行借入に依存している商店の資金繰りは苦しくなる一方、借入金利も上昇気味となっている。長崎屋も11月に閉店と報じられた。昨年、丸正・ビブレと閉店し、長崎屋はその周辺店として一番売上に恩恵を蒙ると思ったが、核店舗が無くなればその地区は確実に衰退するということが顕れでしょうか。(和歌山市)
	業況は相変わらず悪いと考えますが、一部に下げ止まりの感じも見られます。今後2-3ヶ月の経過で先が見えてくるのではないかと考えます。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	消費者は生活防衛に余念が無く、消費志向はあくまでも安くて納得できるか、高くてもそれなりの価値があるか完全に二極消費となっている。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(90.6%)1人当たり消費単価(102.6%)総宿泊料金(91.6%)1人当たり宿泊単価(101.0%)。春休みシーズンも週末以外は不調。(白浜旅館)
	新車・中古車の販売実績が伸びない。車検需要においては、昨年より検査台数が横ばいからやや上の状況であるが、車検単価が落ちており実際の売上高は昨年を下回っている。新卒者採用があったため、雇用が増加した。(田辺自動車)

.....
ご寄稿・イベント情報等募集しています!
.....

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメールにてお送り下さい。

1. 組合等名
2. イベント名
3. 実施月日
4. 実施場所
5. イベント内容(簡単に)

**和歌山県中小企業団体中央会
情報調査課**

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センタ-7階
TEL 073-431-0852
FAX 073-431-4108

Eメールアドレス
info@chuokai-wakayama.or.jp

—— **火災共済** ——

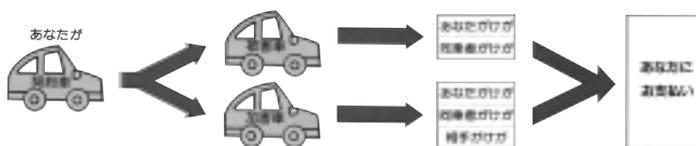
より安い掛け金!
より早い支払い!
より簡単な手続き!



和歌山県火災共済協同組合

—— **自動車事故見舞金共済** ——

契約者を救う他に類のない共済制度です。
強制保険 } とは全く関係なく全て契約者(加
任意保険 } 害者・被害者)に支払われます。



和歌山県中小企業共済協同組合

問合先 和歌山市西汀丁26番地
TEL (073) 431-3288 (代)

中 央 会 共 済 制 度

マキシムR (逡増定期保険)

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障

年金共済 (拠出型企業年金保険)

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険相互会社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231
FAX 073-423-7017

和歌山県中小企業団体中央会 経営者・従業員災害補償制度の魅力

有利な掛金

団体中央会のスケールメリットによる有利な割引です。

ワイドにガード

ケガによる万一の死亡・後遺障害はもちろん、入院・通院も補償します。しかも通院1日目から補償の対象となります。

補償金の請求は簡単

労災保険等他の保険とは関係なく独自に請求でき、手続きも簡単です。

掛金は損金処理扱い

法人・個人事業者の全員付保の掛金は全額損金・必要経費処理が可能です。

こんな時に補償金をお支払いします。

日本国内・国外を問わず、たとえば下記のような仕事中（通勤途上を含みます。）に被った偶発な事故によりケガをされたとき、補償金をお支払いします。24時間補償のタイプでは仕事中、仕事外を問わず補償します。

* 軽機械の組立作業中、ケガをして入院。

* 建設現場で作業中、転落、足を複雑骨折し後遺障害。

* 業務で車を運転中、電柱と衝突して入院。

* 出張中、宿泊先のホテルで火災にあい死亡。

補償金をお支払いできない主な場合

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失・被保険者の自殺・犯罪または闘争
- ・ 地震、噴火、津波、戦争、放射能汚染・他覚症状のないむちうち症および腰痛 など

お支払いする補償金の種類

1. 死亡補償金	死亡・後遺障害補償金額の全額をお支払いします。
2. 後遺障害補償金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償金額の3%～100%をお支払いします。
3. 入院補償金	入院の日数に対して入院補償金をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院され、かつ730日以内の入院に限りします。
4. 手術補償金	手術の種類に応じて入院補償金日額の10倍、20倍、または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて730日以内の手術1回に限りします。
5. 通院補償金	通院の日数に対して、通院補償金をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて、180日以内の通院に限り90日間を限度とします。

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ

和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心!
入院・通院は1日目から補償

平成14年2月1日スタート
(平成14年1月20日加入締切り
以後毎月20日締切、翌月1日補償開始)



 和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

安田火災海上保険株式会社

☎073-433-0591



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp